

入札説明書(案)

沖縄県が発注する「令和8年度産業廃棄物処理に関する研修会運営業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び一般競争入札公告によるものとする。

1 公告日 令和8年6月3日

2 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答方法

(1) 質問方法

「質問書(第6号様式)」により、持参、ファクシミリ、E-mailのいずれかの方法で「一般競争入札公告」8に定めるところに提出する。

(2) 質問期間

公告日から令和8年6月17日(水曜日)の午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間：回答日から令和8年6月25日(木曜日)の午後5時まで

イ 閲覧場所：沖縄県ホームページに掲載する。

3 入札参加資格の確認等

入札参加希望者は、「一般競争入札公告」2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い「一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び関係書類(以下「資格審査資料」という。)」を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。当該資格の確認は、資格審査資料提出期限の最終日をもって行う。なお、期限までに資格審査資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 資格審査資料の提出期限

公告日から令和8年6月19日(金曜日)の午後5時まで

(2) 資格審査資料の作成

提出書類は、次に掲げるものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式) 1部

イ 入札保証金に関する書類(5(3)、(4)関係) 1部

ウ 同種・同規模契約の履行実績(第2号様式)(参加資格(2)関係)

※契約書の写し等、該当を証する書類を添付すること。

エ 速達特定記録郵便分(650円)の切手を貼った角型2号封筒(通知書返送用)

オ 会社(法人)概要

(3) 資格審査資料の提出方法

「一般競争入札公告」8に定めるところに持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は(1)の期日までに必着のこと。

(4) 提出された資格審査資料は、返却しない。

(5) 入札参加資格の審査結果は、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」により申請者あて通知する。

4 入札方法等

- (1) 入札者は、「入札書（第4号様式）」を作成し、封書の上、「一般競争入札公告」4で定める日時、場所に、直接持参すること。併せて、3(5)に掲げる「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しも持参すること。
- (2) 入札者が他人に代理させるときは、「委任状（第3号様式）」を提出しなければならない。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (3) 落札決定に当たっては、「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。
- (4) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。
- (6) 入札書は、封書にして提出すること。
- (7) 入札を希望しない場合、入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届（第5号様式）を郵送又は持参により提出すること

5 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額
見積もる契約金額の100分の5以上とする。もし足りない場合、入札は無効となる。
（見積もる契約金額とは、消費税額を含めた金額である。）
- (2) 入札保証金の還付
入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当する。
- (3) 入札保証金の免除
次のいずれかに該当するときは入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
 - イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公共及び公団を含む。）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類（様式第2号）を提出した場合
- (4) 入札保証金の納付方法
 - ア 「債権・債務者登録申請書」に必要事項を記入し、令和8年6月19日（金曜日）午後5時までに環境整備課へ提出する。
 - イ 「債権・債務者登録申請書」に基づき納付書を発行するので、次の納付場所において納付し、領収書の写しを環境整備課に入札前までに提示する。
納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行
還付方法 入札終了後、登録した口座へ振り込む（落札者以外）

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 再度入札

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。

なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。

- (2) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定に基づき、随意契約ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。なお、契約を誠実に履行しない場合は、見積金額の100分の10を徴収する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

9 その他

- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなくてはならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。
- (3) 入札参加者は、「入札説明書」を熟読の上、入札に参加すること。